

品川区新総合庁舎 アクセシビリティ整備の手引き

品川区
令和6年1月

目次

◆本編

◇アクセシビリティ整備の手引き策定にあたって	P.1
◇手引き策定の経緯	P.3
◇整備の基準	
〈エリア分けによる基準の設定〉	P.6
01 通路	P.7
02 傾斜路（スロープ）	P.8
03 階段	P.9
04 エスカレーター	P.10
05 エレベーター	P.11
06 扉	P.13
07 車いす使用者駐車場	P.14
08 トイレ	P.15
08-1 一般トイレ	P.16
08-2 個室トイレ	P.17
08-3 バリアフリースイレ	P.18
09 ベビーケアルーム	P.19
10 カームダウンルーム	P.20
11 窓口カウンター	P.21
12 議会傍聴席	P.22
13 表示（点字・サイン計画）	P.23
14 視覚障害者誘導用ブロック	P.24
15 緊急時対応	P.25
16 その他の設備	P.26

◆資料編（別冊）

◇アクセシビリティ整備の手引き策定にあたって

1) 目的

品川区では、現庁舎の老朽化・区を取り巻く環境の変化・行政ニーズの多様化に対応するため、新庁舎整備の検討を進め、令和5年度からは設計に着手しています。整備に際しては、「品川区新庁舎整備基本計画」における基本理念の1つである

「誰にでもやさしく便利で機能性にあふれた庁舎」

を実現するために、庁舎としての利用しやすさの基準を「手引き」として取りまとめ、**設計に反映させることで、アクセシビリティに十分配慮した新庁舎を整備**することを目的とします。

2) アクセシビリティについて

アクセシビリティ “Accessibility” は、一般的には「近づきやすさ」「利用のしやすさ」「便利であること」などと訳されます。

障害者の権利に関する条約においては、原文の第9条「Accessibility」について**「施設およびサービスなどの利用の容易さ」**の訳があてられており、本手引きにおける定義はこれに基づきます。

品川区では、計画段階で多様な属性や背景を持った方々に幅広くご意見をうかがい、施設計画に活かすことで、気持ちよく、円滑に、日常的に、利用することができる＝アクセシビリティの高い新庁舎を実現していきます。

3) 多様な意見を集めお互いを考える

アクセシビリティの高い施設計画のために、より多くの方々や多様な団体のみなさんと意見を交わし、お互いを尊重しあいながら結果を取りまとめ記録することで、より多くの気づきを反映させた施設整備のデザインを実現することができるものと考えます。

そのような結果とプロセスが、今後の品川区新総合庁舎の施設整備における重要な引証となります。

・お互いの立場に立って考える

手引きを策定する上では、「バリアフリー法」や「東京都福祉のまちづくり条例」などの既存の法令や各種整備基準を踏まえながらも、多様な属性や背景を持った方々の立場に立って考え、人間の個別多様な特性に対する深い知識と相手への想像力を持つことが、アクセシビリティの高い施設デザインには不可欠です。

・個別多様の特性をよく理解し、アクセスを阻む障壁を低くする

施設計画にあたっては個別多様なニーズへの対応が求められますが、すべての方々に完璧に対応することは難しくとも、アクセスの障壁を出来る限り無くし、気持ちよく利用していただく施設として、何ができるかという検討を重ねていくことが重要と考えます。

◇手引き策定の経緯

令和 5 年 6 月から、品川区新総合庁舎整備基本設計等業務を開始するとともに、アクセシビリティ整備の手引き素案のたたき台から段階的に作成し、その内容をもとに、それぞれのタイミングで各方面への意見を聴取し、議論を重ね、「アクセシビリティ整備の手引き」として取りまとめました。

■ 8月1日～8月 31 日

アクセシビリティ整備の手引きのたたき台のとりまとめ

これまで区に寄せられた様々なご意見や、昨年度の新庁舎整備基本計画素案へのパブリックコメントなどをもとに「整備の手引きのたたき台」を作成しました。

■ 9月 8 日～9月29日

手引きのたたき台について品川区障害者団体への個別説明と意見聴取

品川区障害者団体7団体の方々に個別にご説明し、ご意見をお聴きしました。

■ 9月 11 日

令和 5 年度品川区インターンシップ生へのアンケート

アンケートへのご協力をお願いし、ご意見をお聴きしました。

■ 9月 21 日,10 月 9 日

LGBTQ 支援団体への聞き取り

2団体の方々に個別にご説明し、書面またはオンラインでご意見をお聴きしました。

■ 10 月 19 日～ 10 月 31 日

品川区役所第三庁舎内オアシスルーム（生活支援型一時保育）利用者聞き取り

利用後にアンケートへのご協力をお願いし、ご意見をお聴きしました。

■ 10月12日・10月13日

素案検討会

品川区障害者団体7団体の方々に全体のご意見の内容とその反映の考え方について説明し、議論を行いました。それらのご意見をもとに庁内で有識者と共に素案を作成しました。

■ 11月6日～11月26日

区ホームページでの素案公開・意見募集

手引き（素案）を区ホームページに公開し、電子申請サービスを用いて意見を募集しました。

■ 11月7日～11月19日

区民向けオープンハウス方式での説明

品川区内6箇所でそれぞれ日中7時間ずつ、「新庁舎整備の概要」と「アクセシビリティ整備の手引き（素案）」を抜粋したパネル展示をもとに、区民の皆さんにオープンハウス方式で説明し、ご意見を伺いました。

- ・11月 7日（火） イトーヨーカドー大井町店
- ・11月 8日（水） 品川区役所 3階プラッツァ
- ・11月11日（土） パークシティ武蔵小山ザモール
- ・11月13日（月） パトリア品川店
- ・11月17日（金） イオンスタイル 品川シーサイド
- ・11月19日（日） 大崎 夢さん橋

■ 11月9日・11月16日

素案報告会

品川区障害者団体7団体の方々に素案の報告と内容に関する議論を行い、重ねてご意見を伺いました。

■ 11月20日～12月28日

意見集約、アクセシビリティ整備の手引き（成案）の完成

これまでの意見を集約し、有識者からのアドバイスをもとに、手引き（成案）を完成しました。

ヒアリングにご協力いただいた団体、関係者（順不同）

【品川区障害者団体】

- ・品川区手をつなぐ育成会
- ・品川区肢体不自由児・者父母の会
- ・品川区重症心身障害児（者）を守る会
- ・品川区視覚障害者福祉協会
- ・品川区聴覚障害者協会
- ・品川区身体障害者友和会
- ・品川区精神保健福祉家族会（かもめ会）

【LGBTQ 支援団体】

- ・NPO 法人 LGBT の家族と友人をつなぐ会
- ・認定 NPO 法人 ReBit

【区役所来庁者】

- ・品川区役所第三庁舎内オアシスルーム（生活支援型一時保育）ご利用の皆さん
- ・令和 5 年度品川区インターンシップ生の皆さん

アンケート・意見募集

- ・11 月 7 日～ 11 月 19 日オープンハウス6会場にて来場者アンケート
- ・11 月 6 日～ 11 月 26 日 区ホームページ電子申請サービスにて意見募集

手引き作成に際してご協力いただいた有識者

東洋大学人間環境デザイン学科 菅原麻衣子 教授

素案検討会を踏まえた素案の作成や手引きへの区民意見の反映に当たりさまざまなアドバイスをいただきました。

◇整備の基準

〈エリア分けによる基準の設定〉

この手引きでは、既存の法令や各種整備基準を踏まえながら、より高い水準が必要と考えられる場合には適宜基準を定めます。

そのため、新庁舎ならびにその敷地内を「**庁舎内エリア**」と「**屋外エリア**」に分け、大井町駅周辺地区と接続する歩行者ネットワークである「**屋外エリア**」はより不特定多数の多様な方が訪れることを想定し、標準的な基準よりもより高い基準を設定します。

また、「**庁舎内エリア**」の中でも比較的高い水準が必要と考えられる箇所については、特に＜来庁者エリア＞と位置付け、＜職員エリア＞についても職員の障害や個別の特性を考慮した基準を設定します。

さらに、庁舎内エリアと屋外エリアに共通して適用する基準を「**全エリア共通**」として設定します。

標準的な基準

高い基準

庁舎内エリア

＜職員エリア＞

事務室やバックヤード動線など、主に職員の利用を想定するエリア。

＜例＞

事務室、バックヤード動線
職員通用口、職員用階段
職員用エレベーター

＜来庁者エリア＞

窓口や廊下など、一般的な来庁者の利用を想定するエリア。

＜例＞

エントランスホール
窓口カウンター、廊下
エレベーター、エスカレーター
トイレ、議会傍聴席

屋外エリア (庁舎敷地内)

＜不特定多数利用エリア＞

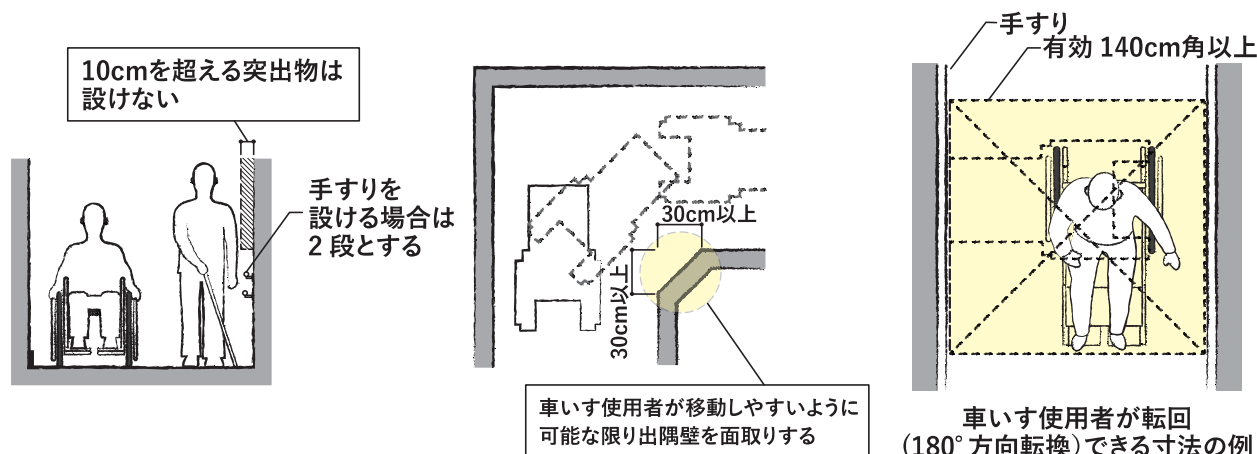
屋外デッキ、屋外広場、通路など不特定多数の方の利用を想定するエリア

＜例＞

屋外広場、屋外歩行者用通路
屋外階段

01 通路

屋内廊下は、場所や用途に応じて適切な幅を確保し、緊急時の避難などを考慮して、できるだけわかりやすく通行しやすいものとします。また、壁からの突出物をなくし、床面は滑りにくい仕上げとするなど、誰もが安全・円滑に通行できるように配慮します。



全エリア共通

- ・ 出入口前後に **140cm** 角以上の転回スペースを設ける。
- ・ 床の表面は粗面、または滑りにくい素材とする。



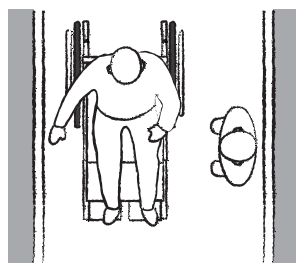
庁舎内エリア

＜職員エリア＞
廊下有効幅 **120cm** 以上
(移動等円滑化経路等を構成する廊下等は 140cm 以上)

＜来庁者エリア＞
廊下有効幅 **140cm** 以上
延長 50m につき
1 か所以上の転回場所

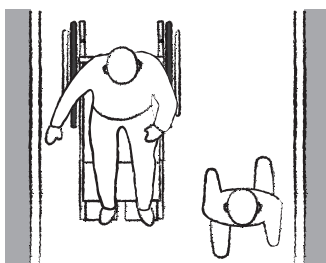
屋外エリア

＜不特定多数利用エリア＞
廊下有効幅 **180cm** 以上



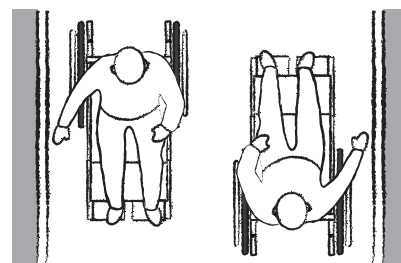
有効 120cm以上

通路を車いす使用者が通行しやすい寸法
人が横向きになれば、車いす使用者とすれ違える寸法



有効 140cm以上

人と車いす使用者がすれ違える寸法

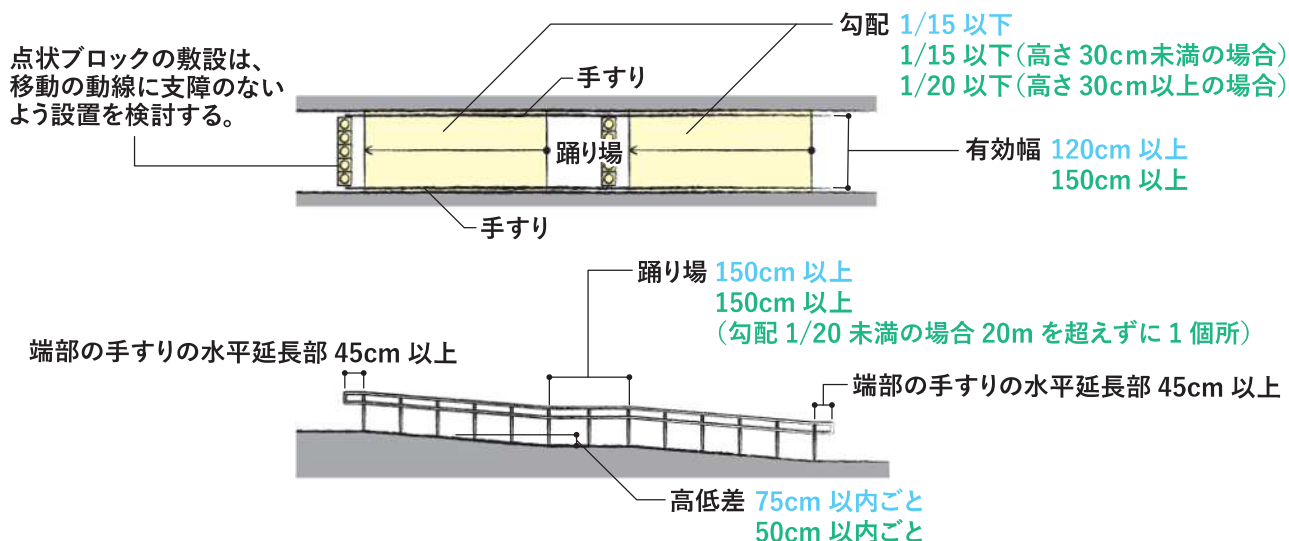


180cm以上

車いす使用者同士がすれ違える寸法
車いす使用者と杖使用者がすれ違える寸法

02 傾斜路（スロープ）

傾斜路（スロープ）は、車いす使用者はもとより、高齢者やベビーカーを押している人、重量物を運んでいる人など、多様な移動が円滑に行えるように整備します。また、安全かつ円滑に通行できるよう、適切な勾配や有効な幅員を確保し、踊り場や手すりを設置します。



全エリア共通

- ・滑りにくい仕上げとする。
- ・傾斜部と平坦部の識別が容易なように色と明度に差をつける。
- ・傾斜部の手前 平坦部には点状ブロックを設置する。
 (ただし高さ 16cm 以下かつ勾配 $1/12$ 以下の場合はこのぞく)
- ・手すりは両側に設置



庁舎内エリア

<職員エリア>

幅 120cm 以上

勾配 $1/15$ 以下

高さ 75cm 以内ごとに
150cm 以上の踊り場設置

手すりの水平延長部 45cm 以上

<来庁者エリア>

屋外エリア

<不特定多数利用エリア>

幅 150cm 以上

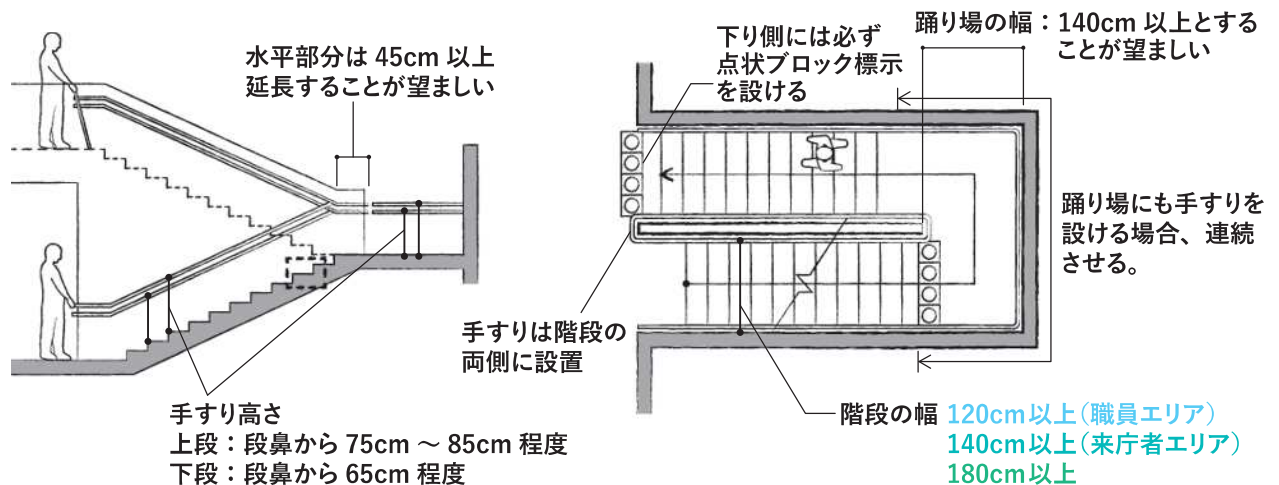
傾斜路高さ 30cm 未満の場合、
勾配 $1/15$ 以下
 傾斜路高さ 30cm 以上の場合、
勾配 $1/20$ 以下

高さ 50cm 以内ごとに
150cm 以上の踊り場設置
 (勾配 $1/20$ 未満の場合
 20m を超えずに 1 か所)

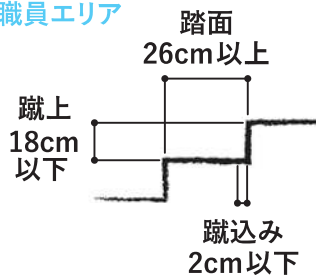
手すりの水平延長部 45cm 以上

03 階段

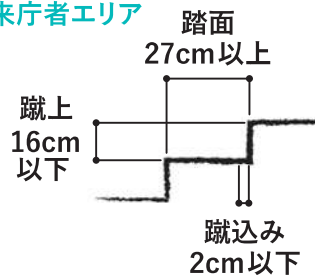
階段は、利用者にとって身体的負担が大きくなる場所であるとともに、転落、転倒などの危険性の高い場所であることから、誰もが安全かつ円滑に利用できる構造とします。また、視覚障害のある方の転落防止をはじめ、高齢者、障害のある方の昇降のしやすさに配慮します。



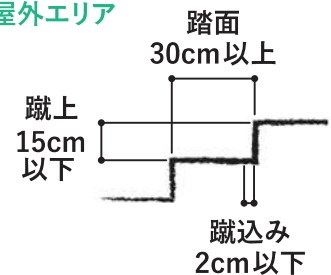
職員エリア



来庁者エリア



屋外エリア



全エリア共通

- ・蹴込みは 2cm 以下にする。
- ・滑りにくい仕上げとする。
- ・段鼻と踏面の明度・色相・彩度の差を大きくし、識別し易くする。



庁舎内エリア

<職員エリア>

幅 120cm 以上
蹴上 18cm 以下
踏面 26cm 以上
手すりは片側に設置

<来庁者エリア>

幅 140cm 以上
蹴上 16cm 以下
踏面 27cm 以上
手すりは両側に設置

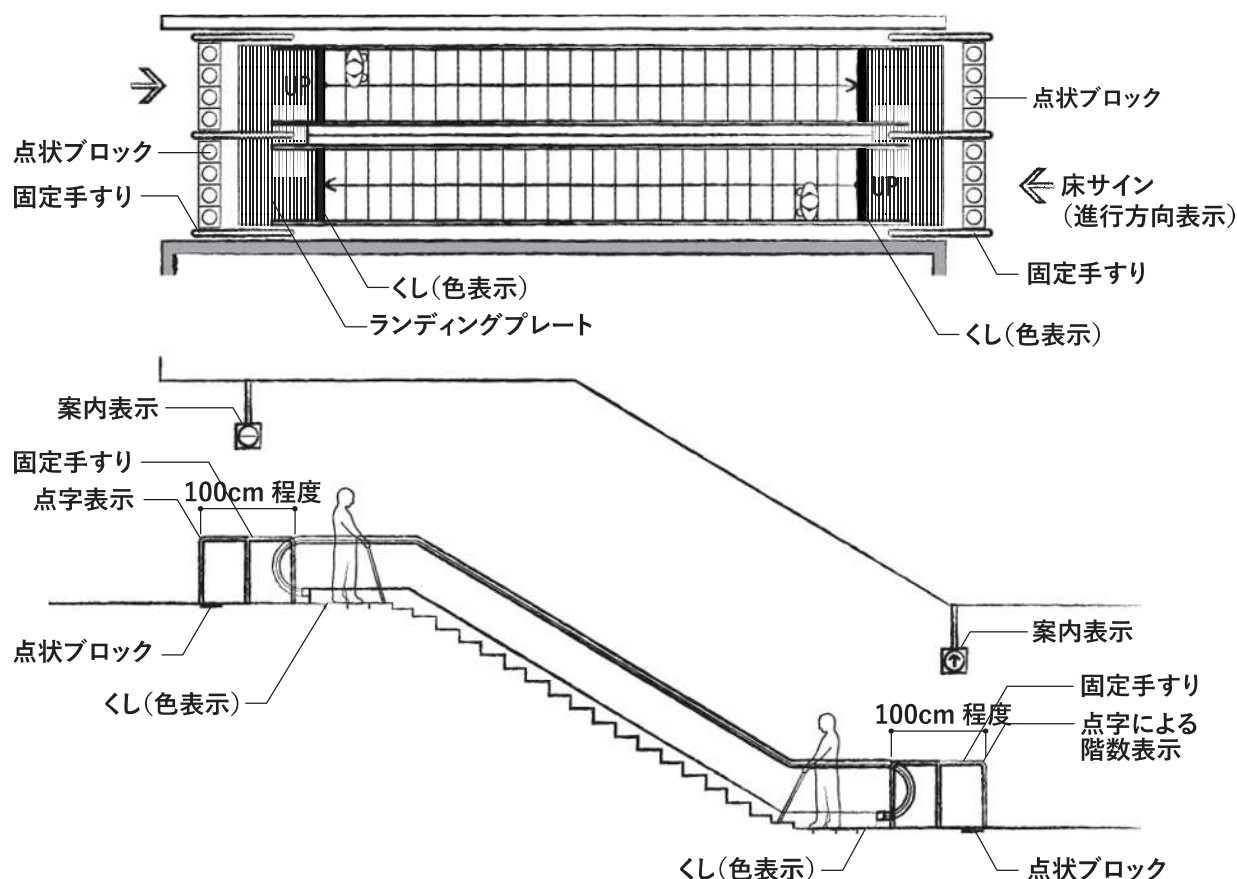
屋外エリア

<不特定多数利用エリア>

幅 180cm 以上
蹴上 15cm 以下
踏面 30cm 以上
手すりは両側に設置

04 エスカレーター

エスカレーターは、主要な階段に隣接して設けます。乗降口は、高齢者、障害のある方の安全な乗降に配慮するとともに、視覚障害のある方に注意を喚起する措置を行います。



庁舎内エリア

<来庁者エリア>

- ・上下端部に点状ブロックで注意喚起を行う。
- ・踏み段四方に縁取りを設け、識別しやすくする。
- ・エスカレーターの行き先および昇降方向を知らせる音声案内装置を乗り口に設置し、進行方向が分かるように配慮する。

屋外エリア

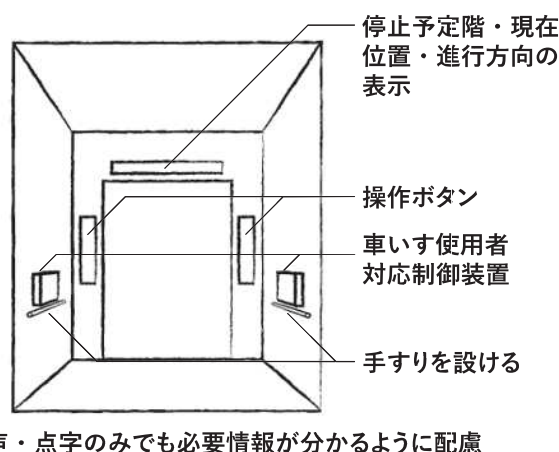
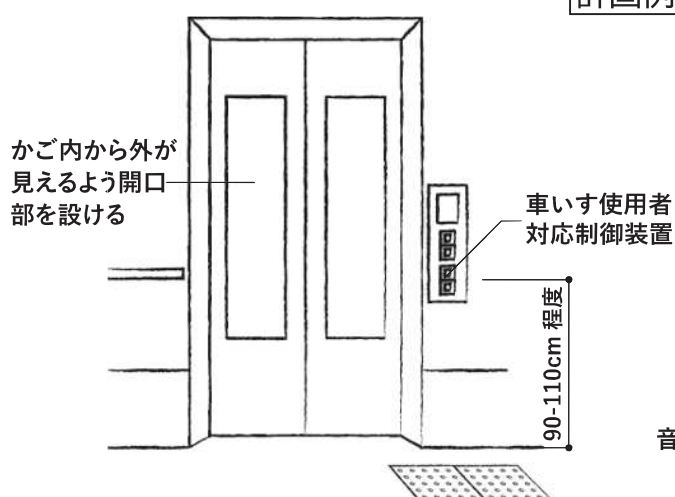
<不特定多数利用エリア>

- ・上下端部に点状ブロックで注意喚起を行う。
- ・踏み段四方に縁取りを設け、識別しやすくする。
- ・エスカレーターの行き先および昇降方向を知らせる音声案内装置を乗り口に設置し、進行方向が分かるように配慮する。
- ・乗降口に、くしから 70cm 程度の移動手すりを設ける。
- ・乗降口に長さ 100cm 程度の固定手すりを設ける。
- ・ステップの水平部分は 3 枚以上、通常段差に達するまでのステップは 5 枚程度確保する。

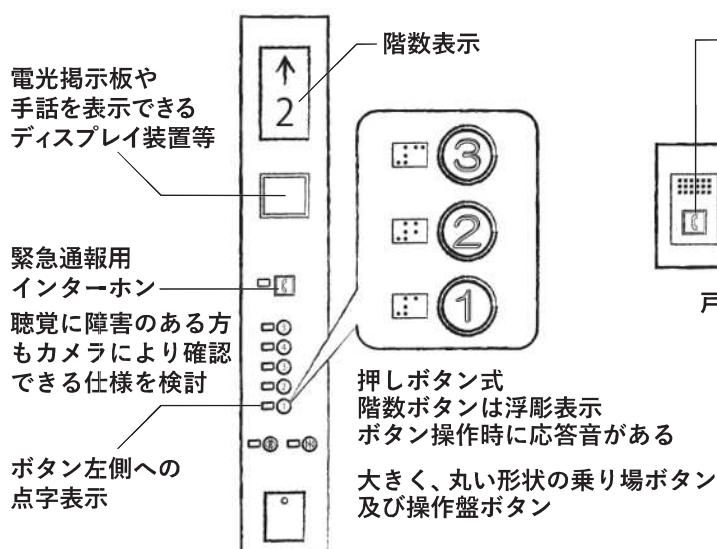
05 エレベーター

エレベーターの設置にあたっては、配置、かごの大きさ、出入口の幅員、乗降のしやすさなど、移動の負担を軽減することに配慮します。また、通常時・緊急時ともに、視覚障害のある方、聴覚障害のある方への情報提供に配慮します。

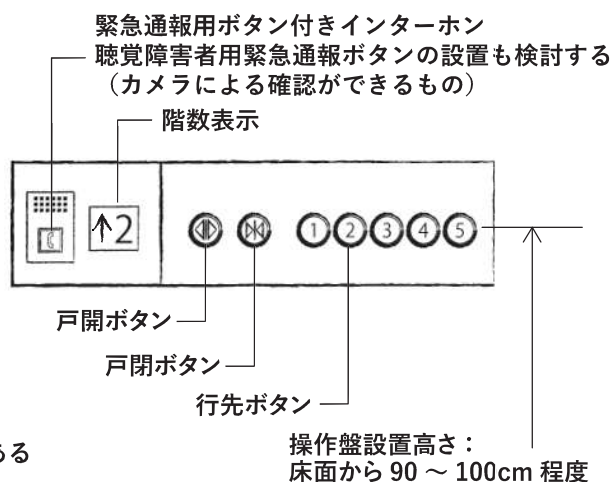
計画例



<縦型操作盤>



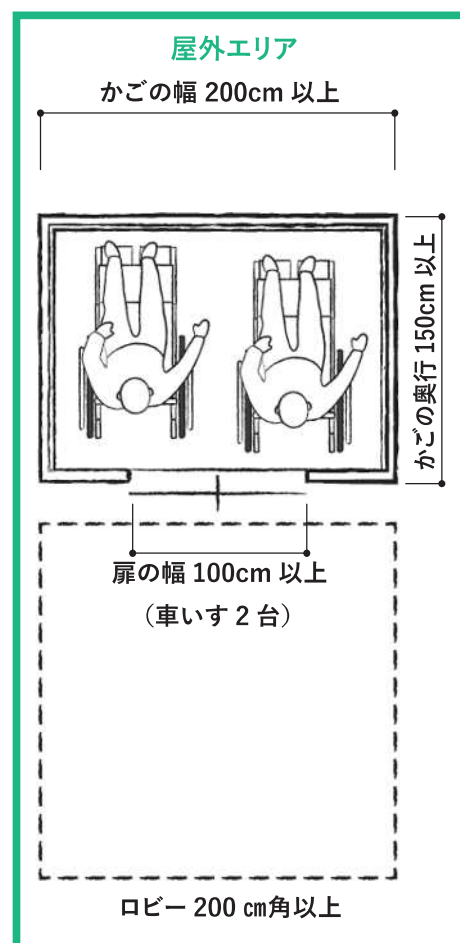
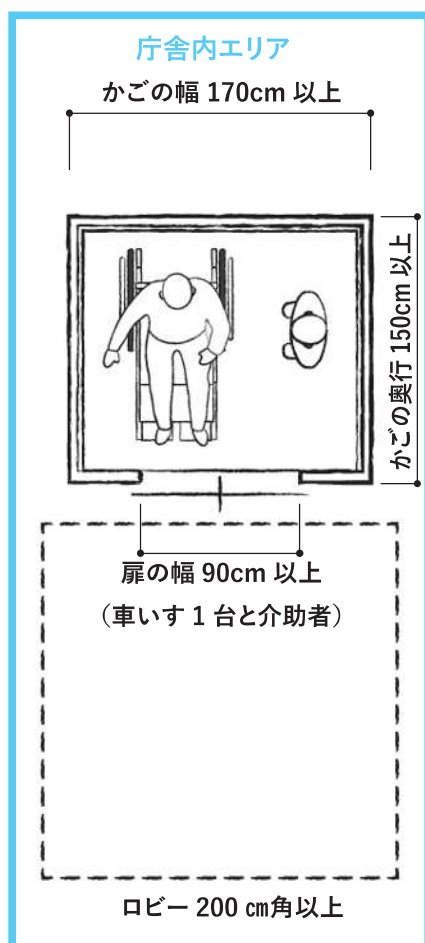
<車いす使用者対応主操作盤>



全エリア共通

- ・主要経路に配置する。
- ・かご内の床面とその他の床面を、色の濃淡で区別できるようにする。
- ・停止予定階・現在位置・昇降方向を表示する。
- ・制御装置には点字表示を設置し、車いす使用者対応制御装置を設ける。
- ・かご内に鏡を設置する。
- ・到着階・出入口戸の開鎖・昇降方向を知らせる音声案内装置を設ける。
- ・手すりを設ける。

エレベーターのかごサイズと乗降ロビーの大きさ



庁舎内エリア

<職員エリア>

扉の幅 90cm 以上

かごは 15 人乗り以上かつ
幅 170cm×奥行 150cm 以上

乗降ロビーは
幅・奥行 200cm 以上

外から中が見える仕様とする

ストレッチャー対応エレベーターを 1 基設置する。

<来庁者エリア>

屋外エリア

<不特定多数利用エリア>

エリア内エレベーター1箇所以上について

扉の幅 100cm 以上

かごは 20 人乗り以上かつ
幅 200cm×奥行 150cm 以上

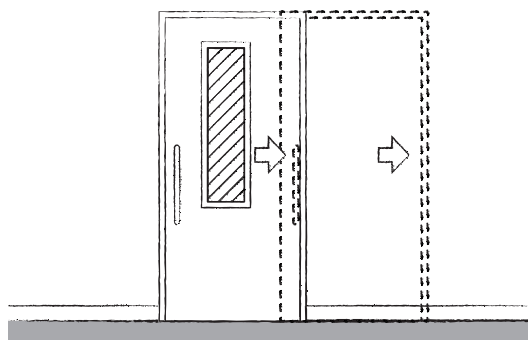
乗降ロビーは
幅・奥行 200cm 以上

外から中が見える仕様とする。

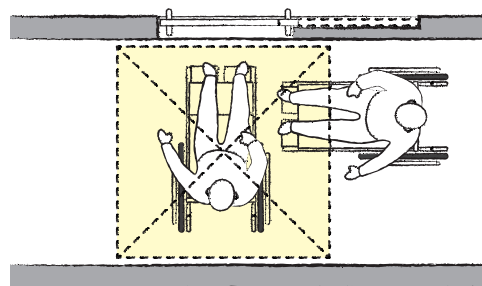
上記の基準に沿わないエレベーターは
左記の基準とする。

06 扉

扉は、誰もが安全かつ適切に建物または居室に出入りできる必要があります。車いす使用者などに配慮して、扉の前に高低差、段差を設けず、出入口の前後には、車いす使用者などが待機できるスペースを設けます。また、扉は音漏れなどの対策が必要となる部屋などを除いて可能な限り、引き戸や自動扉など誰もが簡単に開閉できる構造を選択します。



容易に開閉できる引き戸が望ましい



ドアの前には転回スペースを設ける

全エリア共通

- ・回転扉を使用しない。
- ・ドアハンドルは床面から **90cm** 程度の位置に設ける。
- ・ドアハンドルは、高齢者や障害者に操作性の良いものを選択する。
手動式引き戸では棒状のもの、開き戸では大きく操作性の良いレバーハンドル式
又はパニックバー形式等のものとする。なお、握り玉は使いにくいため使用を避ける。
- ・車いす使用者が自力で開閉できるように、出来るだけ軽い扉を採用する。
- ・扉の前には車いす転回スペースを設ける。
- ・原則、扉の前後には高低差、段差を設けない。



庁舎内エリア

<職員エリア>
扉有効幅 **80cm** 以上

<来庁者エリア>
扉有効幅 **85cm** 以上

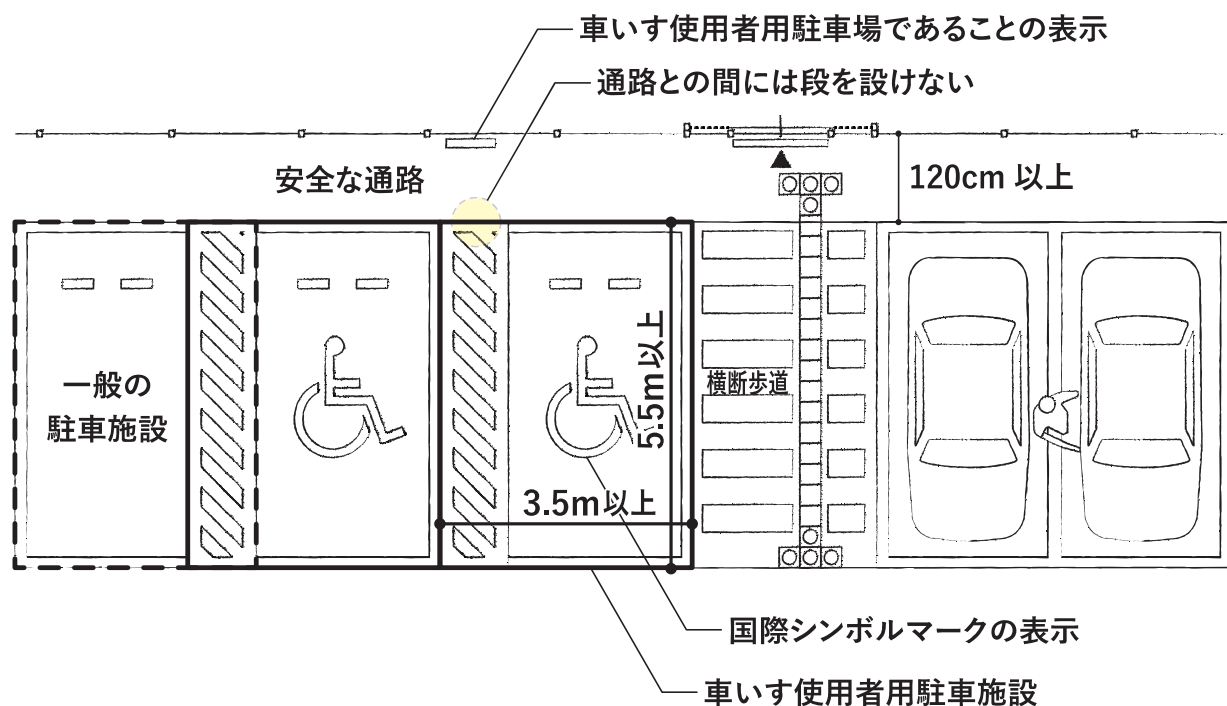
※トイレは除く。

屋外エリア

<不特定多数利用エリア>
扉有効幅 **90cm** 以上

07 車いす使用者駐車場

車いす使用者駐車場は、利用しやすい位置に十分なスペースを用意し、駐車区画の有無や位置が容易に確認できるよう適切な案内表示を設けます。



※車いす使用者用駐車区画の乗降スペース（ゼブラゾーン）は、通路や横断歩道と兼用しない。
※車いす使用者駐車場を利用していただくため、運用、管理の点から適正な利用を促すよう検討する。

全エリア共通

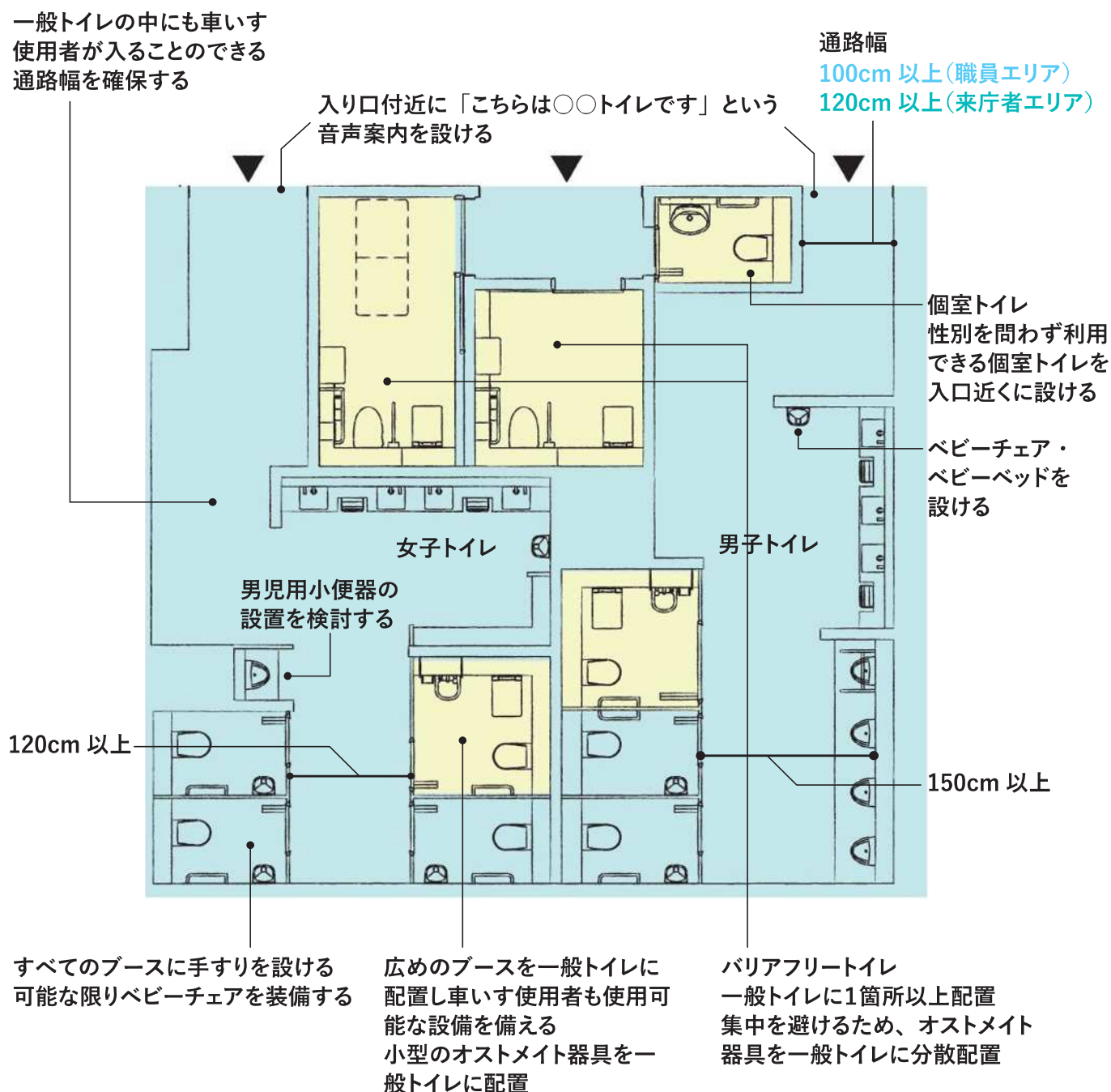
車室長さ **550cm** 以上

幅 **350cm** 以上

08 トイレ

バリアフリースペースに多くの機能を集中させるのではなく、一般トイレにも補完機能を持たせます。性別を問わず利用できる個室トイレを分散配置します。

配置例



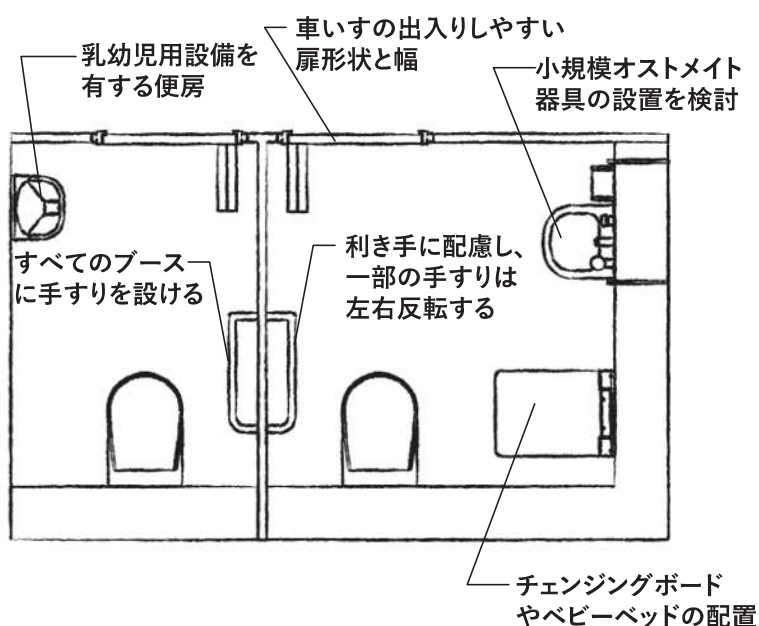
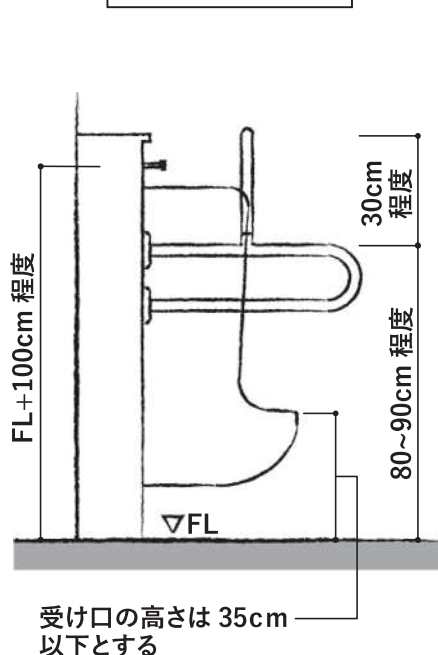
全エリア共通

バリアフリースペースに機能を集中させるのではなく一般トイレにも多様な機能を分散配置する。

08-1 一般トイレ

機能が集約された従来のバリアフリートイレは、利用者が集中することで、必要な時に利用できない場合があります。そこで、一般トイレにさまざまな機能を分散配置することでバリアフリートイレへの一極集中を避け、多様な利用者が円滑に利用できるように配慮します。

小便器の計画例



一般ブースの計画例

広めのブースの計画例

※ブース内には、誰にでも使いやすい高さに荷物用のフックを設ける。

庁舎内エリア

<職員エリア>

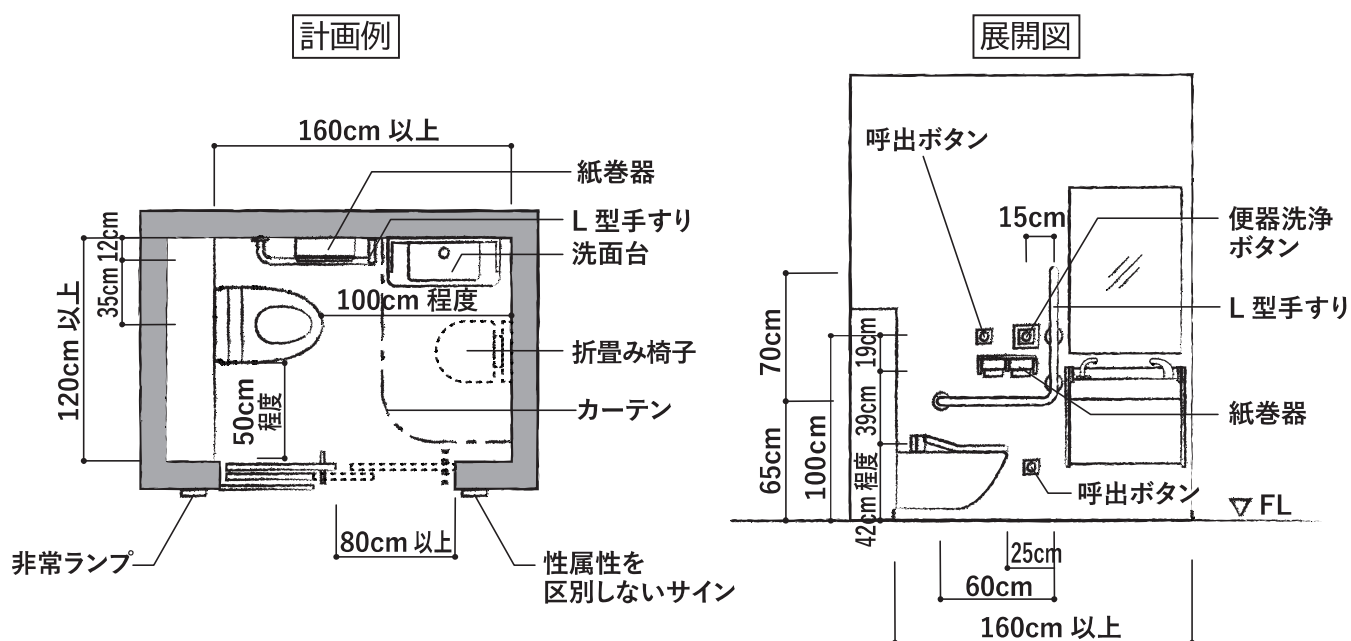
出入口 扉の幅 85cm 以上
トイレ内 通路幅 100cm 以上

<来庁者エリア>

出入口 扉の幅 85cm 以上
トイレ内 通路幅 120cm 以上

08-2 個室トイレ

利用者と介助者、親と子で性別が異なる場合や、性別が限定されたトイレが使いづらい方にも安心して利用できるよう、性別を限定しない個室型のトイレを設置します。介助者や同伴者が同時に入室することを考慮し、カーテンなどの仕切りによりプライバシーが確保できる工夫を行います。



※ベビーチェアの設置を検討する。

※個室トイレの利用者は性別属性を限定しない。

※個室トイレへの誘導サインは、性的属性を別けた表現としない。

※職員エリアの更衣室やシャワー室・休憩室などは、性別を限定せずに使用することもできるよう検討する。

庁舎内エリア

<職員エリア>

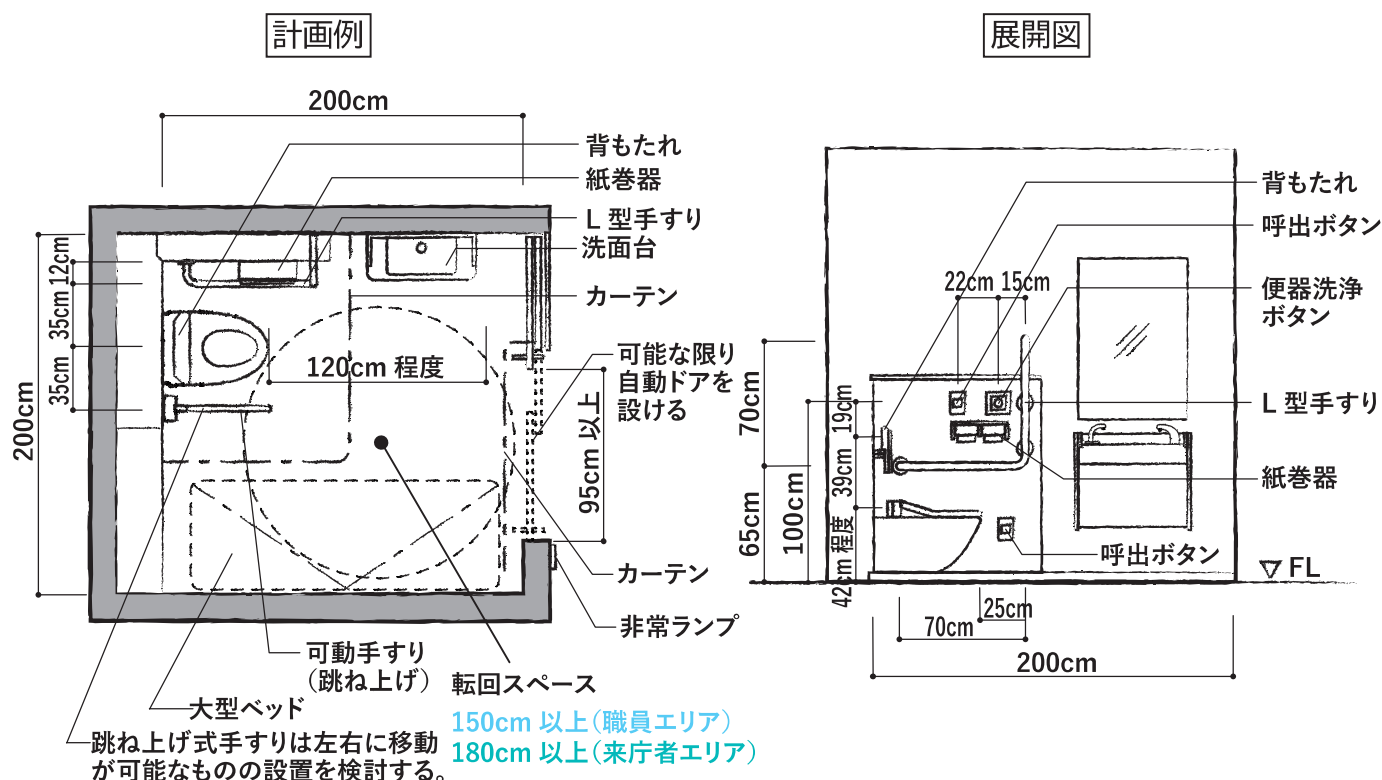
- ・各階に1箇所以上は個室トイレを設ける
- ・出入口 扉の幅80cm 以上

<来庁者エリア>

08-3 バリアフリーストイル

従来、「多機能トイレ」や「車いす使用者用トイレ」とも呼ばれていたものを、高齢者や障害のある方などの利用に適正な配慮が必要なトイレを総称して「バリアフリーストイル」と表記します。

車いす使用者の使用や介助者を含む複数名での使用を想定した機能を備えたトイレを計画します。



※利き手に配慮するため、同階に複数室設ける場合は左右反転したレイアウトを用意する。

※大型ベッドを設ける場合は、出入口をふさがないように留意する。

※大型ベッドの高さは 42 cm～ 45 cmの中で設定する。

※確保できる室面積に応じて、設置する機能を適切に選択する。

※移乗のための天井走行リフトの設置されたブースを施設内に 1 か所設けることを検討する。

庁舎内エリア

<職員エリア>

車いす便房の内法寸法は
幅200cm×奥行200cm 以上

車いす便房には
径 150cm 以上の転回スペース

<来庁者エリア>

車いす便房の内法寸法は
幅 200cm×奥行 200cm 以上

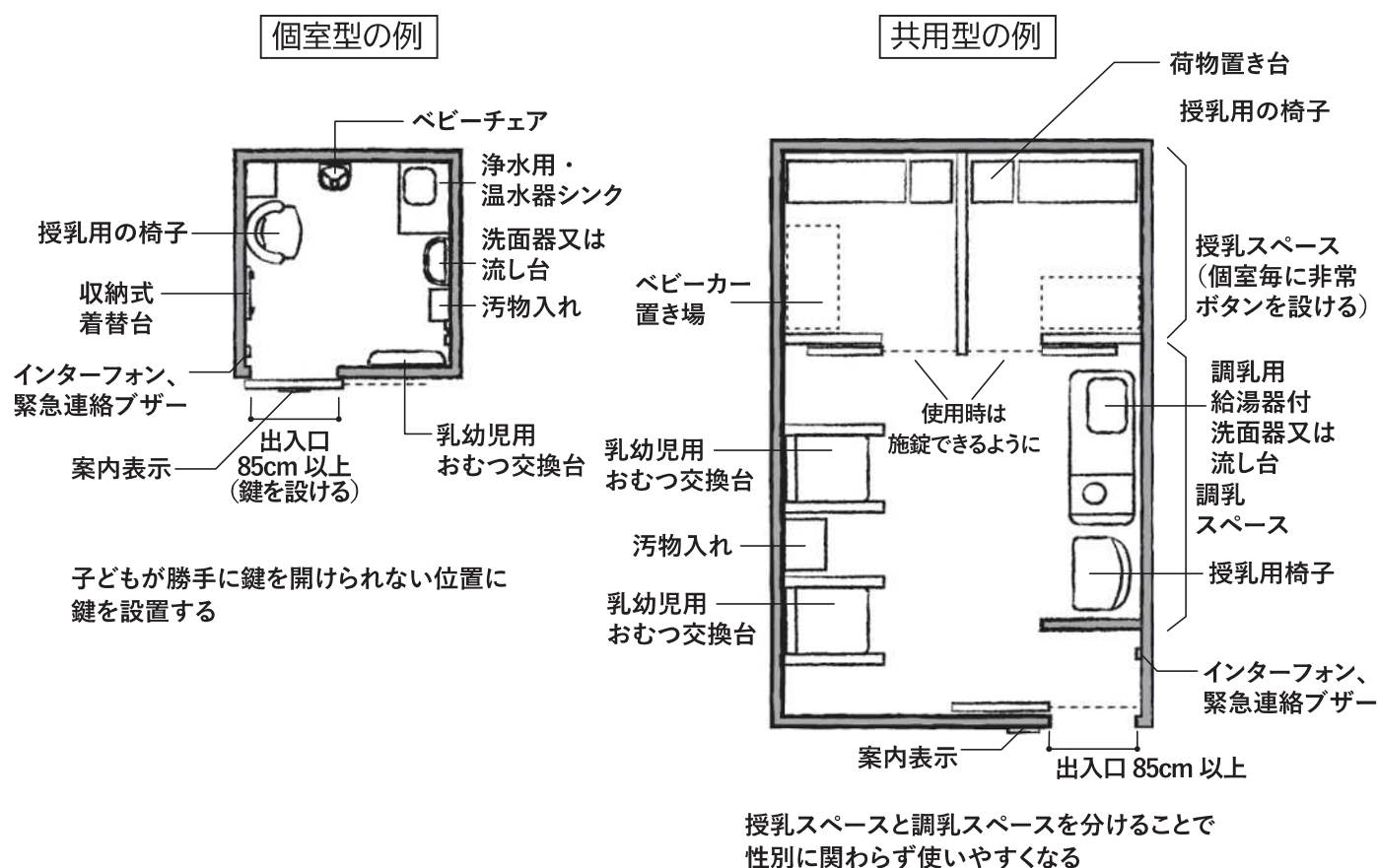
車いす便房には
径 180cm 以上の転回スペース

車いす便房内に
75cm 角以上の移乗スペース

09 ベビーケアルーム

ベビーケアルームは、授乳・離乳食・おむつ替えなど の用途で利用できる、乳幼児のケアのための個室ブースです。設置の際には、以下の点に配慮します。

- ・ 母乳および哺乳びんによる授乳に対応したスペースを設けます。
- ・ 授乳のためのスペースは、多胎児の親子の利用や性別に関わらず利用できるよう、運用方法を検討します。



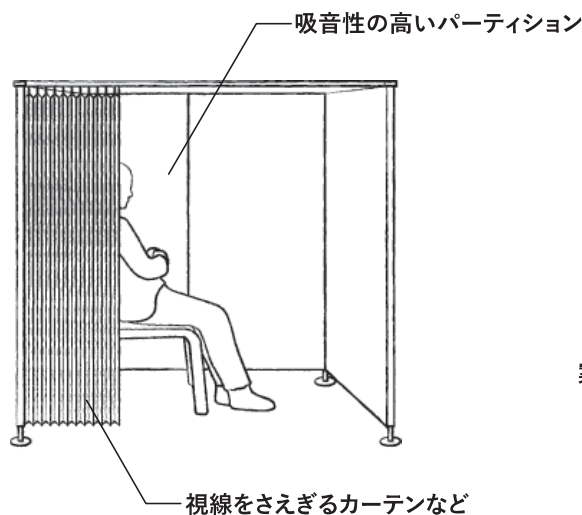
庁舎内エリア

<来庁者エリア>

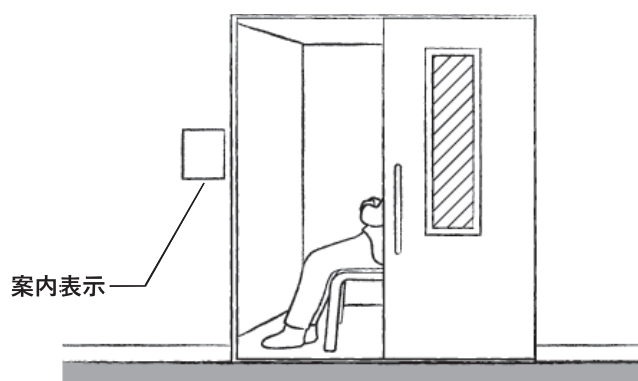
- ・ 子ども連れが訪れるフロアには 1 以上設ける。
- ・ 授乳空間はプライバシーに十分配慮する。
- ・ おむつ交換台を設ける。
- ・ ベビーベッドや給湯設備などを配置する。
- ・ 防犯（施錠、緊急連絡ブザーなど）に十分に備える。

10 カームダウンルーム

人の多い公共空間でパニックに陥った時、カームダウンルームがあれば気持ちを落ち着かせることができます。誰でも入りやすく、一方で入った後のプライバシーを確保できるような空間とします。



ブース型の例



個室型の例

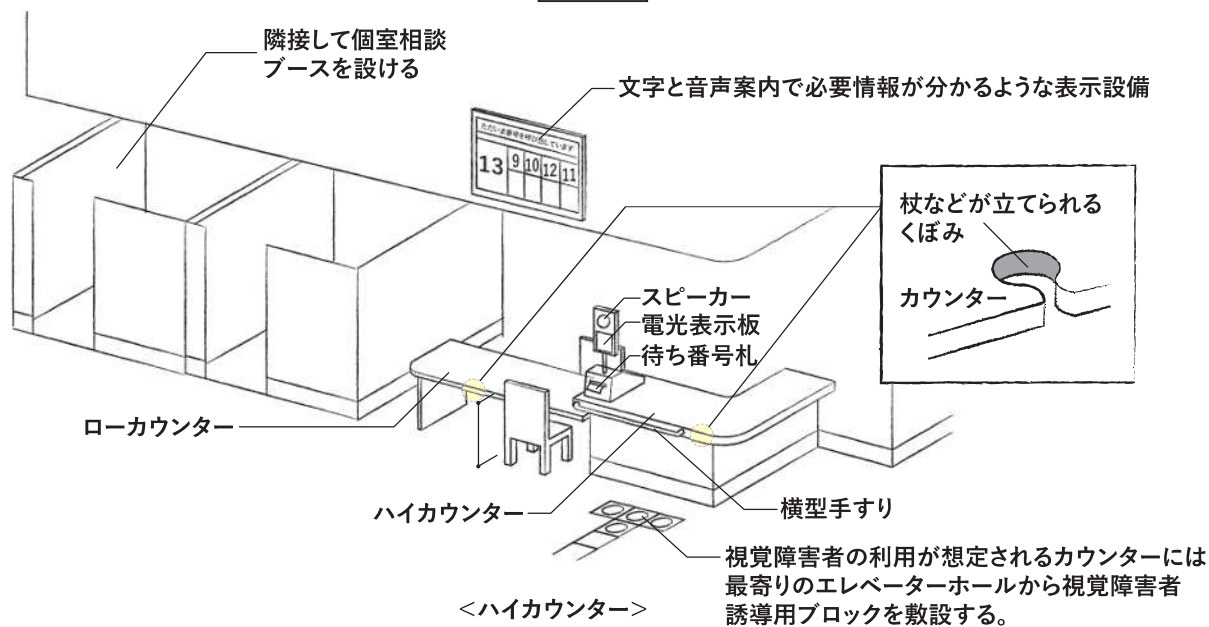
全エリア共通

- ・ 同伴者・介助者も一緒に入れるスペースを確保する
- ・ 調光性、遮音性を確保する。
- ・ 壁は吸音性をもった柔らかい素材とする。(衝突への緩衝機能を備えること)
- ・ 照明は照度調整、配光機能を備える。
- ・ 防犯（施錠、緊急連絡ブザーなど）に十分に備える。
- ・ 難聴の方の窓口対応や、集中した会話が必要な場合の利用も想定し整備する。

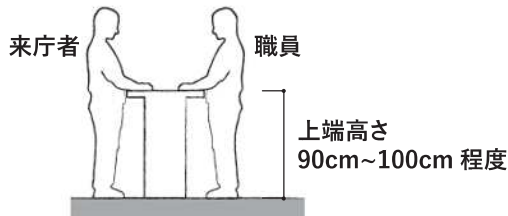
11 窓口カウンター

窓口カウンターは、多様な方が利用します。待ち時間から対応時まで、不便なく円滑にコミュニケーションを行うためのカウンターを整備します。

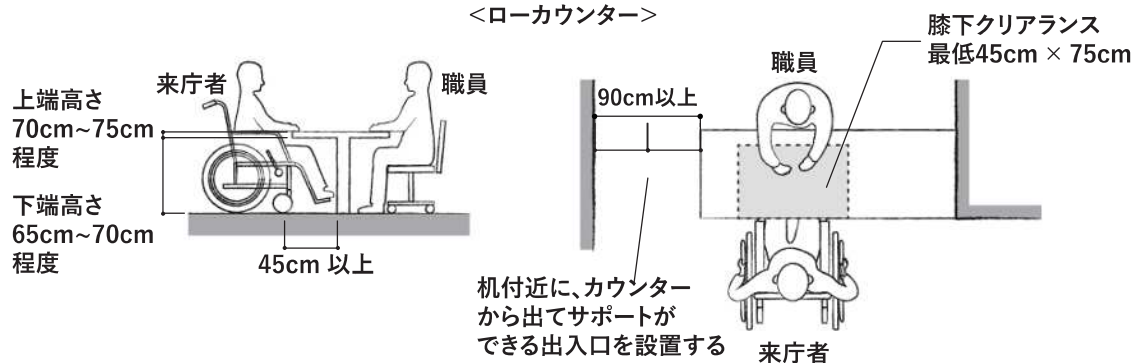
配置例



<ハイカウンター>



<ローカウンター>



庁舎内エリア

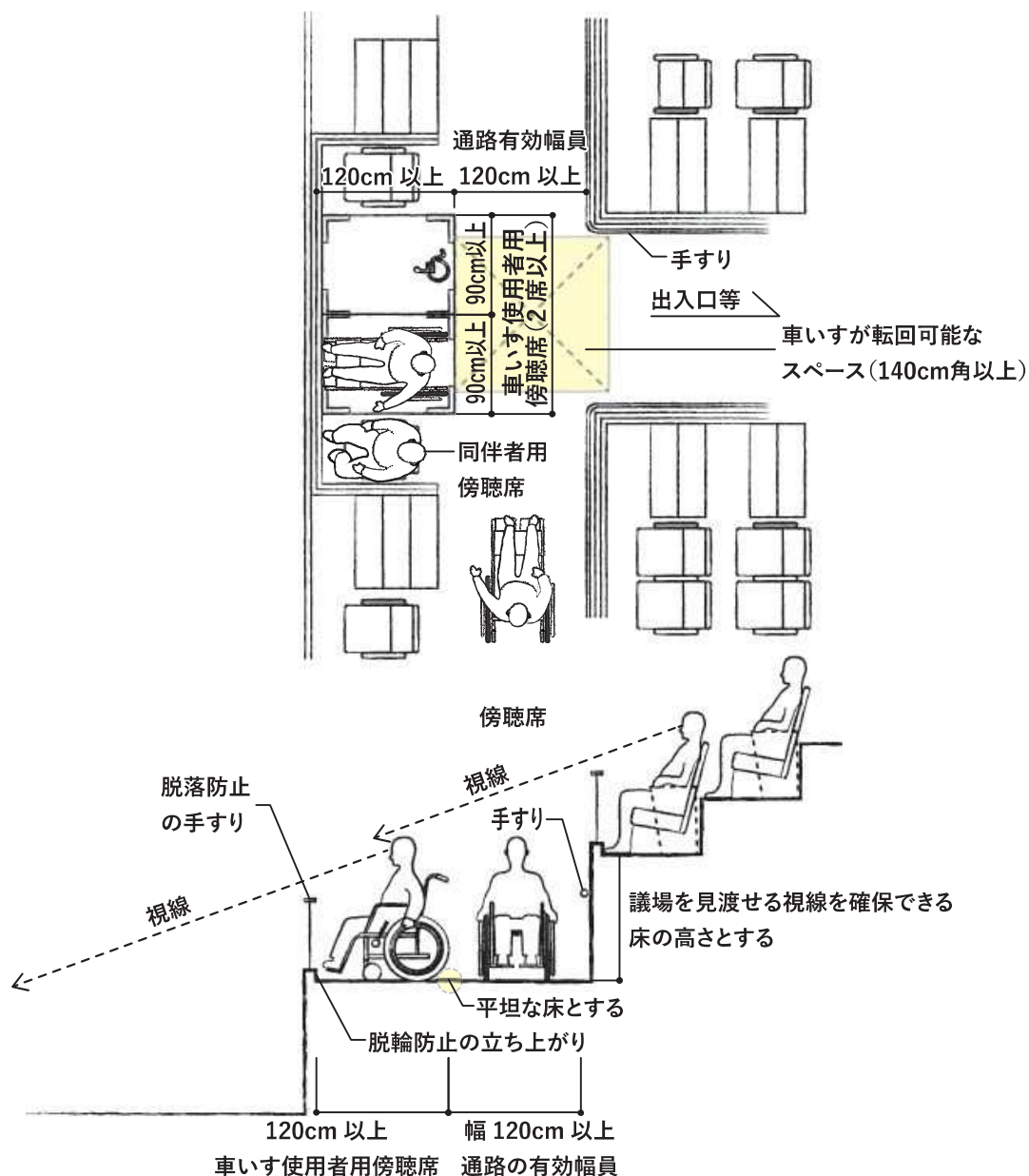
<来庁者エリア>

- ・個室相談ブースには内装に吸音材を施し、外部からの音、視線を制御することで、難聴の方の会話、手話での会話の必要な方の窓口対応にも可能な仕様とする。

12 議会傍聴席

議会傍聴席は多様な方が訪れ、長時間滞在することに配慮し、車いす使用者や障害のある方の参加・傍聴を想定した、車いす専用スペースを設けます。

議会傍聴エリアには「親子室」などの個室の傍聴席の設置も検討します。



庁舎内エリア

<来庁者エリア>

- ・車いすで利用できる傍聴席を設ける。
- ・同伴者用傍聴席を設ける。
- ・車いす使用者用傍聴席は、幅 **90 cm**以上、奥行 **120cm** 以上とする。
- ・議場に向けて死角が無いように、議場を見渡せる視線を確保する。

13 表示（点字・サイン計画）

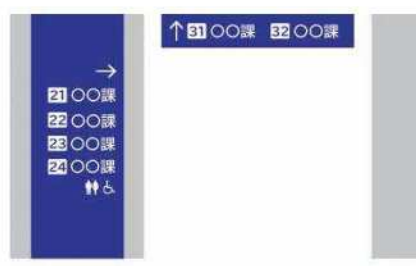
点字・サイン計画などの各種表示は、全ての人が迷うことなく施設を利用するために配慮することが求められます。利用者の混乱を招かないためにも、施設内の表示はデザイン・表記法を統一します。

初めに全体像を把握するためのサイン



総合案内板

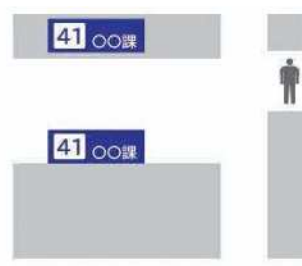
目的地の方向を誘導するサイン



壁面サイン

天吊サイン

目的地を示すサイン



窓口
表示サイン

トイレ
表示サイン

トイレ表示の例

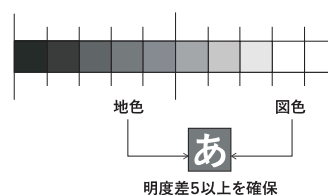


男子トイレ
Men

女子トイレ
Women

車いす対応トイレ
Accessible

コントラストへの配慮



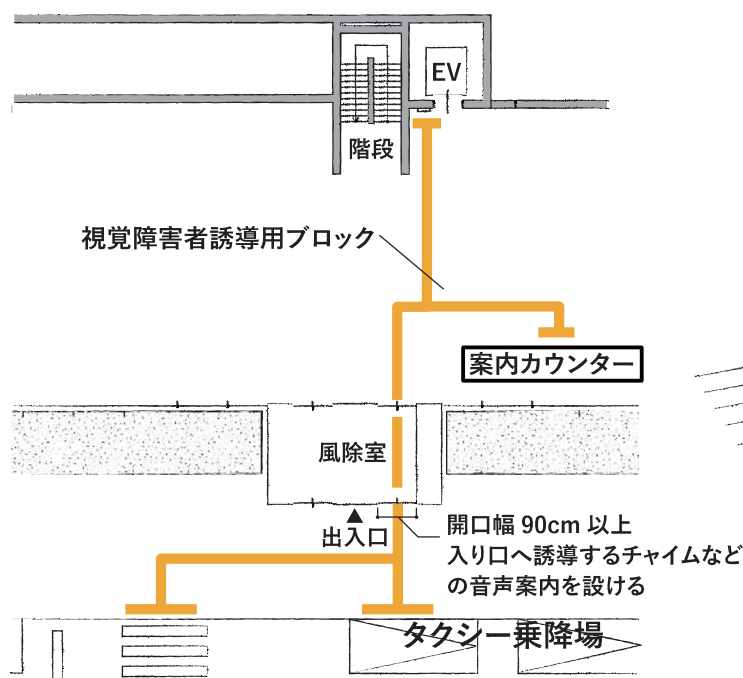
全エリア共通

- ・建物外から建物内各所に円滑に移動できるよう、連続性をもって設置。壁面サインを併用し、低い目線の連続性に配慮する。
- ・誘導ブロック、触知図と、接遇などの運営対応を組み合わせ、視覚障害のある方の誘導の連続性も確保する。
- ・外国人の方が多く利用すると想定されるエリアについては、必要に応じて外国語併記とし、かつ全国的に標準化されている JIS 規格のピクトグラム（絵文字）を基本とする。
- ・ピクトグラム（絵文字）については、国内で統一された規格であり広く用いられている「JIS基準」を採用するが、指針や基準に定めのない英訳やピクトグラムは、ISO など JIS 以外の基準や既存施設の検討事例を踏まえて計画する。
- ・トイレと更衣室などの性属性を示すピクトグラムには、文字を併記することとし、補足的に配色で識別できることを検討する。
- ・性的属性を区別することの無い施設を示すサインには、レインボーマークなどの表示を検討する。
- ・書体の選定に際しては、多様な方にとって見やすいフォントを選定する。
- ・色彩については、図と地色とのコントラストが十分明確になるようにし、内容が容易に識別できるものとする（明度差は少なくとも 0 ～ 10 段階のマンセル表色系で 5 以上）。

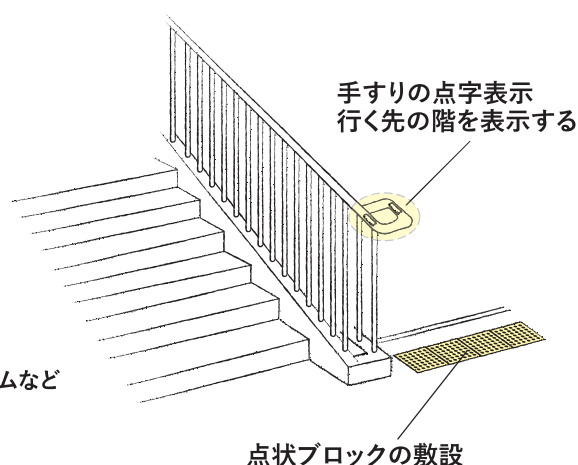
14 視覚障害者誘導用ブロック

主要な経路や階段の出入口などには、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。ブロックは出来るだけ分かりやすい色・形状・高さとすることで視覚障害のある方の安全性を確保すると同時に、車いす使用者に出来る限り支障のない敷設を検討します。

設置動線の計画例



階段の設置例



車寄せ、タクシー乗降場、隣地などの移動等円滑化経路から、案内カウンター経由で最寄りのエレベーター乗り場まで誘導する

庁舎内エリア

<来庁者エリア>

- ・エレベーターその他の昇降機、トイレの配置、その他ユニバーサルサービス施設※などを表示した案内板その他の設備を設ける。
- ・視覚障害者誘導用ブロックなどは原則黄色とし、周囲の床仕上げとは輝度比 2.0 以上確保する。
- ・危険の可能性がある場所など、歩行方向の変更の必要性を予告する部分に、点状ブロックなどを使用する。
- ・入口階と障害者・福祉対応等の窓口のある階が異なる場合、その階のエレベーター乗り場から障害者・福祉対応窓口カウンターへ至る経路に、視覚障害者誘導用ブロックを設ける。

屋外エリア

<不特定多数利用エリア>

- ・敷地境界から、建物の出入口付近に配置される主たる案内設備または案内所に至る経路（直進する風除室内は除く）には、線状ブロック・点状ブロックなどの敷設または音声誘導装置、その他の方法により視覚障害のある方を誘導する設備を設置する。
- ・視覚障害者誘導用ブロックなどは原則黄色とし、周囲の床仕上げとは輝度比 2.0 以上確保する。
- ・危険の可能性がある場所など、歩行方向の変更の必要性を予告する部分に、点状ブロックなどを設ける。

※ユニバーサルサービス施設：高齢者・福祉対応等の窓口、トイレ、エレベーター、ベビーケアルーム、カームダウンルーム等

15 緊急時対応

緊急時の対応では、多様な利用者の円滑な避難に配慮し、計画に組み込むこととします。利用者にとってわかりやすい動線計画が、避難誘導の基本であり、避難介助を必要とする高齢者、障害のある方などにとって避難に時間を要し、迅速な避難が困難になることを予め想定して、避難経路の計画を行います。

全エリア共通

①緊急避難

緊急避難経路の役目を果たす通路には、必要に応じて、補助を必要とする人が介助者を待つことのできる一時退避スペースを設ける。

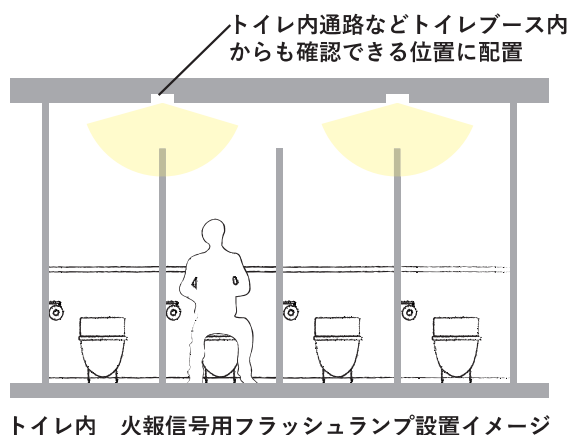
車いす使用者の避難ルートとなる階段には、車いす使用者用の避難補助器具の設置を検討する。

②非常時の対応策

(1) 警報システムの設置に際しては、聴覚障害のある方にも配慮し、音だけでなく視覚的にも異常を伝える装置を設置する。各トイレには視覚的な火災警報システム / ストロボ警報システム（フラッシュライトの警報装置）を設置する。（その際、ストロボの最大フラッシュレートは 1Hz ～ 3Hz の間とする）

(2) 火災通報装置と消火器は、トラブル発生を知らせ、消火防災器具を利用できるよう、車いす使用者およびその他の人々がアクセスできる高さに設置する。

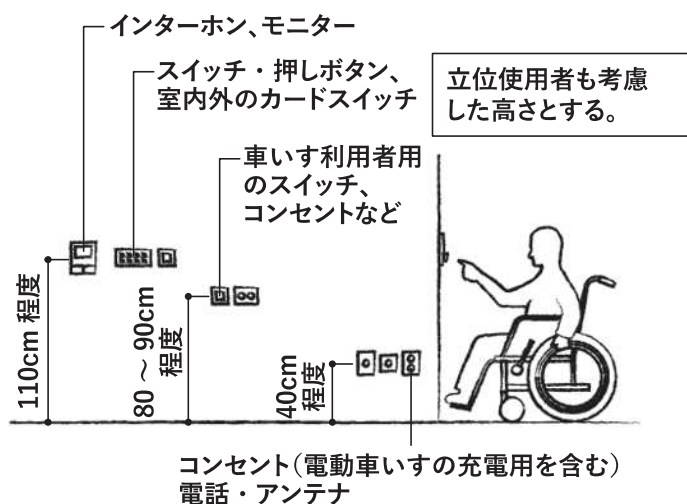
(3) 建物内にいる全ての人にとって分かりやすい非常時の手順と避難経路図を設ける。視覚障害のある方やその他の人々が確実にアクセスできるよう、建物からの避難指示は、出口にはっきりと目印を入れた平面図とともに、大きな文字で高いコントラストをつけて示す。



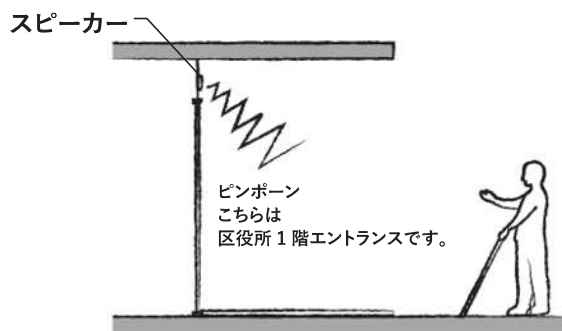
16 その他の設備

その他の設備を計画する際には、各種スイッチ類の位置や仕様が誰にとっても使いやすいものとなるように配慮します。

●コンセント、スイッチの高さの例



●出入口での音声案内の例



視覚障害者がエントランスを見つけられるように、スピーカーでエントランスの場所を案内する。